

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

定年後再雇用に関する重要な判例について

長澤運輸最高裁判決



労務ROAD603号(7月30日配信分)にて、「ハマキョウレックス事件」という重要判例をご紹介させて頂きましたが、今回は、定年後再雇用により賃金を2割引き下げた「長澤運輸事件」について、ご紹介させて頂きます。
<事案の概要> セメント等の輸送会社にて、60歳で定年退職した後に、1年間の有期労働契約を締結して嘱託社員として再雇用された者3名が、無期労働契約の正社員との間の賃金格差は不合理であるとして訴えた。

	正社員	嘱託社員	最高裁判決
基本給	在籍給…年800円加算 上限12万1100円 年齢給…年200円加算 上限6000円(50歳)	嘱託社員労働契約 12万5000円	— 正社員と差はありません。
能率給/歩合給 (稼働額×指数)	(能率給)12tバラ車 3.7% 15tバラ車 3.1% 等	(歩合給)12tバラ車 12% 15tバラ車 10% 等	○不合理でない 正社員より高い率です。
職務給	10tバラ車 7万6952円 等	なし	○不合理でない
精勤手当	5000円	なし	×不合理
役付手当	班長3000円 組長1500円	なし	○不合理でない
住宅手当	1万円	なし	○不合理でない
家族手当	配偶者1万円 子5000円(2人まで)	なし	○不合理でない
超勤手当	あり	あり(差異はないが算定基礎の基本賃金額が異なる)	○不合理は解消される
調整給	—	月額2万円 (老齢厚生年金開始まで)	— 工夫されています。
賞与	基本給の5か月分	なし	○不合理でない

<最高裁判決>

能率給・職務給: ○不合理でない

嘱託乗務員には能率給及び職務給が支給されていないが、補完的に歩合給が支給されているので、不合理でない。

精勤手当: ×不合理である

皆勤という事実に基づいて支給されるものであるから、嘱託乗務員に精勤手当を支給しないことは不合理にあたる。

住宅手当・家族手当: ○不合理でない

嘱託乗務員と異なり、正社員には幅広い世代の労働者が存在し得るところ、正社員に住宅費及び家族を扶養するための生活費を補助することには、相応の理由があるため、不合理でない。

役付手当: ○不合理でない

正社員の中の一定の役職についている者に支給されるものである事を考えれば、不支給であっても不合理でない。

超勤手当: ○不合理は解消される

嘱託乗務員の超勤手当の計算ベースに精勤手当が含まれなかったために、正社員との超勤手当の計算ベースに相違があったが、精勤手当をベースに含めることとすれば不合理は改善される。

賞与: ○不合理でない

定年退職後の再雇用であり、退職金も受領済みであり、老齢厚生年金の支給が開始されるまでの間は、会社側から調整給も支給されており、不合理とは言えない。賃金総額が正社員時の80%程度であり、この点からも不合理でない。



手当について
判断

※賃金総額ではなく、個々の手当について判断されました。

※元々の賃金低下も8割ほどであり、そこまで正社員と差がなかった事案でした。



社内規程の
ご確認

※就業規則は、正社員・嘱託従業員で別のものを作成していますか?

※手当の趣旨・目的は、明確に就業規則に記載され、差異はありませんか

定年後再雇用制度を設けている場合、再度、労働条件をご確認して頂けたらと思います。

【最高裁判所より】